（人事院規則二一―〇の一部改正）

第二十二条　人事院規則二一―〇（国と民間企業との間の人事交流）の一部を次のように改正する。

第五条中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第七項に規定する派遣職員

（人事院規則二四―〇の一部改正）

第二十三条　人事院規則二四―〇（検察官その他の職員の法科大学院への派遣）の一部を次のように改正する。

第三条中第十号を第十一号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第七項に規定する派遣職員

附　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（人事院規則九―一二一―二の一部改正）

2　人事院規則九―一二一―二（人事院規則九―一二一（広域異動手当）の一部を改正する人事院規則）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「第九号」を「第十号」に改める。

（人事院規則一九―〇の一部改正）

3　人事院規則一九―〇（職員の育児休業等）の一部を次のように改正する。

第十五条第二号中「第十一号」を「第十二号」に改める。